（仮称）石狩市廃棄物の再利用及び適正処理に関する条例

及び施行規則等（原案）の概要

平成１８年３月末をもって北石狩衛生施設組合が解散（予定）するため、北石狩衛生施設組合が制定しております「北石狩衛生施設組合廃棄物の処理に関する条例及び施行規則」が廃止され、市独自条例及び施行規則等の制定が必要となりました。

これにより、石狩市環境審議会より答申を受けました「ごみ処理の有料化」、「共同住宅専用ごみステーションの設置義務化」、「事業系手数料」、「し尿処理手数料」などの事項を定めるとともに、「北石狩衛生施設組合廃棄物の処理に関する条例及び施行規則」を踏襲する中での手数料改定を盛り込むなど、新たな市の独自条例「（仮称）石狩市廃棄物の再利用及び適正処理に関する条例及び施行規則」を制定します。

また、合わせて「石狩市共同住宅のごみステーション設置に関する指導要綱」を制定します。

１．条例及び施行規則等の基本的な考え方

石狩市における資源循環型社会を構築することを究極の目的として、市民、事業者、市の責務を明確にした中で廃棄物の排出の抑制と再利用の促進を図るため、新たに条例及び施行規則等を制定します。

２．条例の主な内容

(1) 市・事業者・市民における廃棄物の排出の抑制と再利用の促進及び廃棄物の減量化とともに、適正なごみ処理の責務を負うことを定めます。

(2) 共同住宅専用ごみステーション（二・三世帯住宅を除く）の設置義務を定めます。

(3) 環境保全を目的として、土地又は建物の占有者等並びに公共の場所を利用する方に、施設及び周囲を清潔に保つことの責務を負うことを定めます。

(4) 一般廃棄物の減量化を図る手段として、経済的インセンティブを活用し家庭系廃棄物処理の有料化並びに事業系廃棄物処理手数料を定めます。

(5) 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等については、本来、本業務は、特定の者に対する市の役務の提供であり有料化が妥当であることから、当該手数料等を新設することとします。

３．施行規則の主な内容

(1) 専用ごみステーションの設置義務を有する共同住宅の範囲を２戸以上とします。

(2) 処理施設の受け入れ時間及び休日を定めます。

(3) 家庭系廃棄物収集処理手数料（一般ごみ及び粗大ごみ）における袋毎及び品目毎の収集処理額を定めます。

(4) 手数料等の徴収方法については、指定ごみ袋又はごみ処理券を交付する際に

徴収することとし、手数料の減免範囲については、原則的には天災などの事由のみとします。

(5)　一般廃棄物収集運搬業並びに浄化槽清掃業の許認可等に係わる事務手続きを定めます。

(6)　一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者の事務手続きを定めます。

４．要綱の主な内容

(1)　共同住宅専用ごみステーション設置に当たっての、基本的な考え方と事務手続き等を定めます。